（求職の承認の手続）

第四条　法第十六条第二項第三号の承認（以下「求職の承認」という。）を得ようとする管理運用法人役職員は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添付して、これを任命権者に提出しなければならない。

一　氏名

二　地位

三　当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者（法第十六条第一項に規定する利害関係金融事業者をいう。以下この条において同じ。）の名称

四　当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者の業務内容

五　職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者との関係

六　その他参考となるべき事項

（求職の承認の附帯条件）

第五条　任命権者は、求職の承認の申請があった場合において、業務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

2　任命権者は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。

（金融事業者再就職者による依頼等の承認の手続）

第六条　法第十七条第四項の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする金融事業者再就職者（法第十七条第一項に規定する金融事業者再就職者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の地位

四　金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の名称

五　金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の業務内容

六　離職前五年間（金融事業者再就職者が法第十七条第二項に規定する地位に就いていた場合にあっては、当該地位に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

七　当該依頼等の承認の申請に係る管理運用法人の役員又は職員の地位及びその職務内容

八　当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼の対象となる契約事務

九　当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼の内容

十　その他参考となるべき事項

（金融事業者再就職者による依頼等の届出の手続）

第七条　法第十七条第五項の規定による届出は、同条第一項から第三項までに規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一　氏名

二　地位

三　依頼等をした金融事業者再就職者の氏名

四　前号の金融事業者再就職者がその地位に就いている金融事業者の名称及び当該金融事業者における当該金融事業者再就職者の地位

五　依頼等が行われた日時

六　依頼等の内容

（理事長への再就職の届出の手続）

第八条　法第十七条の二の規定による届出をしようとする者は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

一　氏名

二　生年月日

三　離職時の地位

四　離職日

五　再就職先

六　再就職先の金融事業者の名称

七　再就職先の金融事業者の業務内容

八　再就職先の金融事業者における地位

九　求職の承認の有無

（理事長による報告の特例）

第九条　管理運用法人の理事長による法第十七条の三の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の八第三項の規定による報告に関する独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第十七条の規定の適用については、同条中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第十七条第五項」と、「通則法第五十条の八第一項」とあるのは「同法第十七条の三の規定により読み替えて適用する通則法第五十条の八第一項」とする。

附　則

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎